

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成30年8月8日（水）10:11～10:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |        |                         |
|----|--------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫  | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表  |
| 委員 | 安念 潤司  | 中央大学法務研究科教授             |
| 委員 | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授              |
| 委員 | 八代 尚宏  | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授   |

#### <提案者>

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 飯泉 嘉門  | 徳島県知事                    |
| 長谷川 尚洋 | 徳島県政策創造部地方創生推進局地方創生推進課長  |
| 板東 純平  | 徳島県政策創造部地方創生推進局地方創生推進課主任 |

#### <事務局>

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 田村 計  | 内閣府地方創生推進事務局長   |
| 森山 茂樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長  |
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 蓮井 智哉 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 人口減少に立ち向かう！とくしま「生産性革命」加速化特区について
- 3 閉会

---

○蓮井参事官 おはようございます。それでは、「国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング」を開始したいと思います。

1 コマ目は、徳島県の飯泉知事にお越しいただいております。ありがとうございます。それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくさしまして、ありがとうございます。

早速、御提案の御説明をお願いしたいと思います。

○飯泉知事 八田座長を始め委員の皆様方には、再びの登板の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、1ページから御覧いただきたいと思います。自由な実証実験の場「サンドボックス」が徳島県に最適ではないかということで、そのポテンシャルについて、以下御説明をさせていただきますと思います。

まず、徳島県におきましては、国家戦略特区にチャレンジのできる市町村を育てていこうということで、県版特区を平成27年10月に制定いたしまして、既に24市町村のうちの7市町を指定するとともに、これらを国のほうにも、さまざまな実証実験の場として活用いただいております。

右のところは、地方創生の肝と言われる政府関係機関の地方移転。徳島県はその創設に関わりました消費者庁などに提案したところ、既に昨年7月24日、県庁の10階に54名規模で、消費者行政新未来創造オフィスが展開されるとともに、今年民法改正が行われ、4年後に成年年齢が18歳に引き下げとなることが決まりました。

そこで、どうやって皆さん方を教育していく必要があるのか。徳島県では、平成29年度、公私を問わず、また、特別支援学校も含め56校で消費者庁の作り出した「社会への扉」によって公民、あるいは家庭科の授業を展開し、全国の多くの皆様方に御視察をいただきました。

この成果を受けて、特に国会では半分以上の答弁がこれを占めたということがありまして、消費者庁はもとより、文部科学省、法務省、さらには金融庁、4省庁で今年の2月にアクションプログラムを構成いたしまして、2020年までに全国の高校全てで、この「社会への扉」教育を行うことが決定したところであります。

さらには、消費者庁の国家的なプロジェクトで、徳島をフィールドにとということで、特に企業の皆さん方の消費者志向経営を続々と進めているところであります。

例えば、地方では初となる「とくしま消費者経営推進組織」、また、消費者志向自主宣言の企業も続々と出ているところであります。

左下のところでありますが、国におきましても、規制改革推進会議があるわけでありませんが、なかなか地方の規制改革が進まないという御意見がよく出るところであります。徳島県は全国の先陣を切って、平成28年4月から県版の規制改革会議を設置し、既に2回の提言を受け、シームレス民泊、あるいはAIの有効活用などの御提言をいただき、これも着々と実施を行っているところであります。

右下の働き方改革です。キーワードはテレワークです。その発祥の地は徳島県であります。在宅勤務、そしてモバイルワークの発祥は上勝町「いろどり」のお母様たち。平均年齢70歳、最高齢は94歳、年収は1,000万以上であります。

また、サテライトオフィスについても既に24市町村のうち12市町村62社が展開して、本社まで現れているところであります。

そういうことで、以下それぞれに従って「イノベーション」革命、「シェアリングエコ

ノミー」推進、「一億総活躍社会」実現の御説明を申し上げたいと思います。

2 ページをお開きください。イノベーション改革であります。特に課題先進地域である中山間地域の地域課題を解決することによって、時代の先駆けを行っていかうと、以下の三つがあります。

まずは、ドローンの県版特区を取りました那賀町。こちらは国の国土交通省のドローンの実証の場ともなりました。ここで申し上げたいのは、オンライン診療と連携して、医薬品の運搬をドローンでということ、特に右側に書いてある薬剤師法の改正、あるいはこの対応につきましては、前回も御提案をしたわけではありますが、このうち、国家戦略特区の中で養父市で既に実施が行われたところでもあります。

これに加えて、いわゆるドローンをより使いやすくすることによって、この事例をどんどん全国で使えるようにしようという御提案であります。つまり、一定の安全性担保の上で、目視を不要にする。今はまだ目視が不要になっていない。しかし、国土交通省においては着々とこれを行おうと。つまり、ドローンで薬を運んで、それを受け取っていただいて、またそこから帰ってくる。この部分を行わなければ意味がないといった点についてであります。

2 番目が、水素自動車です。水素グリッド構想ということでありまして、徳島県は34道府県、200を超える企業で構成する自然エネルギー協議会の会長県ということで、究極の自然エネルギーであります水素グリッド構想を展開するとともに、既に公用車についても、また、二酸化炭素フリーの水素ステーションについても展開を行っているところであります。

そこで、水素利用促進のモデルを全国展開してはどうだろうか。規制緩和であります。水素ステーションにつきましては、今全くのフリー、無人でのセルフ充填ができない。必ず管理者の配置をしなければならない。また、点検についても、例えば、右下にありますように、天然ガススタンドと比べるとかなり厳しい規制が課されて、なかなか採算が合わないというのが現状であります。実はアメリカにおきましては、既に管理者を置かず、完全無人でのセルフ充填が可能となるわけでありまして、そうしたことを可能にしていく新たな耐圧鋼材の速やかな採用などを求めるところであります。

右は自動運転ということで、にし阿波は、前は日本農業遺産と書いておりましたが、今回は世界農業遺産に選ばれ、トリプル認定となりました。

そこで実は、昨年12月、にし阿波の、特に西祖谷のエリアで、無人での自動車の運転が行われたところであります。こうした点につきましても、今後は人を乗せることなく、遠隔操作でと。まだまだ道交法上は、無人走行については、遠隔操作が法律上の運転となっていない。一定の安全性を担保するのであれば、遠隔操作を入れることによってこれを可能にし、コストを下げる。でも、緊急の場合には、同乗者がそれをカバーするといった点を加えることによって、この安全性を担保できるのではないかと考えております。

2 番目は、今度はシェアリングエコノミーの推進であります。これは、例えば、今ある

業務車両、古民家の既存ストックを活用していこうということで、今ではインバウンドの関係で、徳島の場合につきましては、4年連続で世界大会が実施され、あるいはキャンプ地となるところであります。来年のラグビーワールドカップ、ジョージアの事前チームキャンプも決まったところでありますし、東京オリパラはドイツがまさにホームタウンとなっているところで、柔道のナショナルチームのキャンプも決まったところであります。

そういうことで、ここでは大きく2点、自家用有償運送、あるいは貨客混載の部分と民泊の規制緩和の提案を申し上げたいと思います。

特に道路運送法の関係につきましては、地域にそれぞれ各所縦割りの、例えば、旅館の車であったり、あるいはあるお店の車であったり、スクールバスであったり、福祉バスであったり、こうしたものを混載可能にすることによりまして、場合によってはAIでうまくそれぞれの利用時間帯を導入することによって、まさに地域の足としてこれを使うことができる。最初に過疎地でこれをということがよくあるパターンであります。過疎地でやることによって、安全性、あるいは利便性を検証することによって、それ以外の都市部でも展開するといった点を考えたいと思っております。

また、建築基準法におきましては、民泊の関係であります。特に農林漁家民泊につきまして、一般住宅並みの要件とする規制緩和をすることによって、利活用がかなり進んでいくこととなります。

また、一番右は6次産業化の推進ということで、平成28年4月、大学で初めてとなる6次産業化教育推進の徳島大学生物資源産業学部を県とともに創設することとなりました。これによって、今例えば、新しく合併した阿南光高校は、合併して残ったキャンパスを徳島大学の阿南キャンパスとして活用し、高校のうちから大学の授業を受ける高大連携を行うことができるとともに、徳島大学・明治大学との連携による次世代の園芸ハウスなど最先端の植物工場もこのエリアで展開いたしてまいります。

ただ、ここで一つ問題となってまいりますのが、例えば、シイタケです。これはほとんど施設栽培であります。こうしたところについての既存の建物、あるいは衛生の問題などでその下にコンクリートを敷く。しかし、そうなりますと、これは農地でなくなってしまうということで、固定資産税が10倍以上になる。最近規制緩和がやや進みまして、通路の部分についてはコンクリート打設をしても農地と認めるという話が出てまいりましたので、そういうことであれば、一気に施設栽培を進めるために、既存の建物の活用、あるいは農地であるのですがコンクリートを敷いて、そこを工場にした部分について、それを農地と認める。つまり、農地であるからではなくて、農業をやるところを農地と認める。こうした体制を進めていただければと思います。

最後であります。一億総活躍ということで、ここは障害者と女性の活躍推進についてであります。

まず、左の障害者についてであります。徳島県はアクセスコミュニケーションも入れました全国初の「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」を平成28年4

月に制定したところであります。

また、全国初となる、発達障害児に対して福祉、医療、教育、今までは大抵特別支援というのはこの三つだったのです。これに就労も兼ね備えた、つまり、高校の中にコンビニエンスストアや、あるいはビルメンテナンスといったエリアを用意して、常にそれに接する。そして、資格試験に合格させるという形で、出口を常に考える「みなと高等学園」、これを既に制定したところであります。

こうすることによって、障害者の雇用の促進が続々と進みまして、今では工賃は全国第2位となっているところでありますし、さらに、今年4月から、精神障害の皆さん方が法定雇用率の中に母数として入ってくることとなりました。そこで効果的な農福連携も今最先端の農場で進めているところであります。これをより広げていくために、御提案として、新たな特例子会社、特に共同出資として中小企業が対応可能となるものの設立の規制緩和についてであります。是非、これらについて有限責任事業組合（LLP）が活用できるように。さらにこれを進めるためには、LLPは法人格を持たないということで、入札や何かで不利な状況に置かれます。こうした点についての法人格をどう認めるのか、あるいは、そうした場合に優先して入札に参加することができる、こうした点を考えていただければと思います。

もう一つは、精神障害の皆様方にはフルタイムで働くというのは厳しいところがあります。せめて週20時間未満という短時間勤務であったとしても、カウントの仕方が色々あるかもしれませんが、法定雇用率の中に入れていただければ、障害者の皆様方の働きたいという意欲、また、企業の雇用を促進する意欲を生むのではないかと考えております。

女性につきましても、ファミリーサポートセンターに関して、国の基準において全県をカバーした最初の県が徳島県であります。さらには、とくしまフューチャーアカデミーということで、女性の皆様方、あるいは若い皆さん方に審議会などに続々と参画していただくための研修の場、年7回の講座を行ったりしているところであります。ファミリーサポートセンターの要件は、今会員数が50名以上となっているところでありますが、特に中山間地域ではなかなかこれを集めるのが厳しいのです。そういうことで、今徳島で全県カバーしたのですが、13のファミリーサポートセンターが24の市町村をカバーするという形を取っているところであります。各市町村が単独でとまではなっていない状況であります。過疎地におきましては、是非会員の数の要件を下げることによって、より細やかに対応することが可能となります。

最後は、AIの活用についてであります。徳島県では、規制改革会議からの提案を受けることによりまして、例えば、私の会見録の議事録を作るのに3日間かかったところありますが、今では10時から会見をして、12時には既にホームページにアップすることができるとともに、これを100文字で、50文字でと要約することを可能とする要約サービスを既に実証で展開したところであります。満足度は90%以上でありました。そこで今では、県の審議会、3,000文字、5,000文字とあるものも、この要約サービスを展開しております。

また、民泊導入のこの点につきましても、24時間365日、AIによりまして自然言語処理として、民泊に取り組みたいという皆様方に対しての提供を行っております。

そういうことで、国において、AI活用のガイドラインを是非制定していただきまして、AI導入時における課題にしっかりと対応することによって、行革といった点で、より進むことをお願いしたいと思います。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

いつもながら非常に明快な御説明を本当にありがとうございます。

今回の御提案で、中には私どもが考えておりますサンドボックスという制度があって、それが近々出来ると、自動運転やドローンなど活用できる要素もかなりあると思うのです。

このサンドボックス以外のもので、普通の総合的な特区にする場合には、従来のメニューをかなり活用していただくことが求められているのですけれども、例えば、民泊について御提案になっているのは、建築基準法についてなののですけれども、ここは基本的には全国版の民泊をお使いの予定なのか、それとも、特区民泊を使おうという業者の方、あるいは自治体の方がいらっしゃるのか。その辺はどうでしょうか。

○飯泉知事 それはもちろん特区を目指そうと。というのは、その上にも書いてありますが、徳島は少し特色がありまして、規制改革会議からの提案で、要はシームレス民泊。つまり、平時の民泊は当然のことなのですが、いざ発災となった場合に、そこがそういう皆様方、特にインバウンドの皆様方の避難所になるということを考えておりまして、そうやってまいりますと、一般的なものについてはそういった視点が今は全くないところなのです。

そういうことで、特区にさせていただくことによって、そういった点も含めて、さらなるモデルを作ることができる。今全国で民泊はインバウンド対応に有効だと言われているのですが、京都市を始め、色々な課題も出てきているところであります。

さらにこれに加えて、今般6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨は、実はインバウンドの皆様方に全く情報が伝わらなかった。特に大阪では鉄道が動かなくなった。いつ動くのか。これがWi-Fiを通じても全く伝えられなかった。こうした点が、今非常に大きな課題となっております。これもシームレス民泊で、仮にシームレス民泊に泊まる人であれば、そうした状況をWi-Fiなどを通じて伝えていこうという全く新しい概念です。

我々は前から言っていたのですが、どう使えるのかというのが今までだったのです。今回はそれが如実に課題として出ていると思います。

○八田座長 ありがとうございます。

それは東京都や大阪府でやっている民泊のさらに先に行くものなのですが、例えば、東京都で特区民泊は大田区しかやっていないのです。大阪府ではやっていますけれども、ものすごく政治的な抵抗が強いのです。それを徳島県でやれるのでしょうか。

○飯泉知事 実は、私どもも関西広域連合のチャーターメンバーですので、大阪市、ある

いは京都市、あるいはパリですね。ここが非常に課題といった点については十分に分かっているところでは。

ところが、徳島県の場合は、逆に既存の住宅といいますか、実は既存の農家や空き家が多いのです。特に中山間地域です。今やもう徳島市内においてもそれが出てきている。これを潰す。つまり、南海トラフ巨大地震が来た場合には、道路が閉塞したり、これが非常に救援救助の妨げになる。これを除却するという方向が検討されたのですが、それはもったいないのではないかと。使えるということで、徳島県の場合には、逆にホテルの数が日本で一番少ないのです。そういうことで、ここ数年、奈良県と常に宿泊者数の全国最下位を争って、ここ3年連続で最下位です。それを脱却をする一番大きなもの。そして、そんなにコストをかけずに、しかも、今言った新しい課題、インバウンド対応がどんどんこれから増えるわけですので、その皆さん方にも、特に四国の88カ所、最近多いですね。こうした対応もできるということで、徳島県は逆に規制をしろというより、もっとやれというのが、実は背景にあるということになります。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方から御質問をお願いいたします。

○中川委員 私自身は非常に明快な御説明をいただいたと思っておりますが、1点だけ御質問をさせていただきたいのです。

障害者の雇用促進でLLPというところですけども、これ自体は非常に合理的な御提案だとは思っているのですけれども、基本的にLLPを障害者雇用の基準をクリアするために作るというような、実際の需要があるのだろうか。その辺が少し、どちらかに障害者の雇用を幅寄せするというような試みでもあると思いますので、そういったことに御納得いただけるような企業の方々が実際にいらっしゃるのだろうか。その辺を教えていただければと思っております。

○飯泉知事 というよりも、最初にこの御提案をしたときの一番の提案の基というのは、徳島の商工会議所連合会なのです。ですから、逆に言うと、その会長は徳島市の商工会議所の会頭なものですから、実はこちらの前に特例子会社として大塚グループや徳島生協が当然作って、そして障害者雇用を進めよう。そして、グループ内にそれを分散してやっているのですが、中小企業の皆様方にそれをといたときに、なかなか特定子会社は難しい。そこまでできる余力がない。

そこで商工会議所などにこちら側から提案をしたのです。このLLPであれば有限責任でもありますし、シェアがしやすい。課税についても、これは構成員課税になりますので、これが非常に取り組みやすい。彼らからの提案だった。実需があるのです。

○中川委員 分かりました。

○八田座長 ほかにございませんか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 関連する部分ですけども、週20時間未満の短時間勤務の障害者を雇用率に

入れてほしいということなのですが、これは多分社会保険などの適用の基準が週20時間なので、それを基に作っていると思うのです。例えば、10時間でも入れろというのに対して、20時間未満全部を入れろというと、例えば、1時間でも入れるということなのか、それはちょっと難しいので、もっと基準を下げて10時間にするか、あるいは、今全く入れていないのですが、これを0.5人とカウントするとか、もうちょっと厚労省が受け入れやすいような御提案にならないでしょうか。厚労省が危惧しているのは、仮に1時間だけ雇って、これで雇用率を満たしましたという悪用を恐れていると思うので、2人雇って1人にカウントするとかいう言い方だともう少し受け入れられやすいかなと思います。

○飯泉知事 先ほど、説明でその部分に触れようかと思ったのですが、おっしゃるように、確かに20時間未満をどうカウントするのか。まさか20時間未満を1人とカウントするのは無理な話ですので、例えば、普通40時間であれば20時間、今おっしゃったように0.5とカウントする。あるいは、0.3、0.2、0.1を、逆に言うと厚労省の皆さん方がどこまでそれを深掘りするのか。我々がそこを言うというのはあれなものですから、本当は20時間、せめて0.5とカウントしていただけないでしょうかというのが本当の気持ちです。

○八代委員 ありがとうございます。

○安念委員 ファミリーサポートセンターの会員数の下限規制は、私の知るところでは、別にプロの人がフルタイムでサービスを提供するものではなくて、子育てのための助け・助けられの組織だ、というところに由来するものですね。そうしますと、ある程度頭数が揃わないと機能しないと考えるのは、それはそれでもっともかなと思うのですけれども、過疎地の場合、確かにそんなに集まらないというのも事実だと思います。ただ、例えば、10人とか15人とかいう会員数でも機能させることができるとお考えになりますか。

○飯泉知事 今おっしゃったように、50人というのは確かにそういった意味で、例えば、フルセットで行く場合にそのぐらいは要るのではないかと。ですから、中山間地域の場合には都市部と違って、必ずしもフルセットでニーズがあるわけではないのです。

例えば、このエリアに若い人たちを呼びたいということであれば、子育てだけの人たちはどうですかということですね。ただ、そうやってまいりますと、今全国初の病児保育もファミリーサポートセンターの13のうち一番大きい1番目と2番目が大きいところがやってくれているのです。ただ、それは難しい。

ただし、それも小児科の先生とリンクができれば可能ということで、地域の首長の意欲を引き出すということになるかと思えます。

もちろん、そういう地域ですので、高齢者の介護中心だという点はあるわけなのですが、そういったところにはほとんど施設介護が入ってきているのです。というのは、日本で人口10万人当たりの施設数が一番多いのは徳島県になっているものですから、逆に言うと、そういう地域に若い人たちを呼ぼうとなれば、子育て一本でも行けるだろうということなのです。

○安念委員 分かりました。

○阿曾沼委員 2点ありまして、一つは処方薬のドローン輸送なのですけれども、当然これはもうどんどん進めるべきだと思いますが、誤送回避とか到着確認とか、いわゆる往復、到着、帰着、ルートの確認とトレーサビリティみたいなところについて、何か特徴的な対策をお考えになっているということはございますか。

○飯泉知事 もちろん、これをやるためには遠隔監視がどうしても必要になるところでして、今は徳島県の場合、全県に光ファイバーが中山間地域にも引かれておりますので、その意味では、全国の中で一番防災関係、平時は観光、いざ発災、防災関係でWi-Fiを使えるという環境は91.7%で、断トツ1位なのです。

ということで、これは国とリンクしてやったものですから、そういったものも逆に活用していただいて、やっていただく。

最近では、GIS、GPSが三次元で地図上にプロットできるようになってきていますので、実証に実証を乗せるといった点でもお使いいただければということです。

○阿曾沼委員 最近のドローンは、物をぶつけても何をしても落下しないものができてきていますから、これからどんどん進化していくのだらうと思います。

また、AIのガイドライン作成という御要求がありましたが、AIの技術進化はどんどん進んでいって、ガイドラインそのものが現実の後追いになって意味がなくなることが懸念もされますね。AIと一言で言っても非常に簡単なもの、なんちゃってAIというものから、非常に高度なものまで幅も広いと思います。ガイドラインは、ポジティブリスト方式なのかネガティブリスト方式なのか、具体的なイメージの御希望がございませうか。

○飯泉知事 まさにおっしゃるように、日本の最大の弱点は標準化なのです。デファクトスタンダードでやっていくべきだと。おっしゃるとおりで、特にAIなどはどんどんやっていくべきだと思います。

そういう意味から言うと、例えば、こういったものは困るといったネガティブリストを限定するというのが非常に現実的だと思います。

ただ、もう一つは、AIをどう活用していいかという、あと一歩押すという意味でのポジティブリストですね。こういうふうには活用したらメリットがあるよと。場合によっては、実証事例、あるいは利用事例といった形でもいいかと考えています。

○阿曾沼委員 AIなどの進化の早い技術は標準化した途端に陳腐化していくので、非常に難しいですね。どの時点でどうリストを作っていくかは議論が必要ですね。

実際には、やりながら考えていかなければいけないだらうと思いますが、その意味では、徳島県方式を作り、ガイドラインを独自にお作りになって、こうするぞと、おやりになってはどうでしょうか。

○飯泉知事 我々の場合は、もう私の方式として、デファクトスタンダードで、民間の技術の中、例えば、要約の話というのは、ある企業が持っていて、これをどう使ったらいいだらうかと相談を受けたのです。

そこで、本当に素晴らしい技術だと。今は新聞にしても、みんな若者が新聞離れしてい

るといのは、あれだけ膨大な情報をたちどころに読むのは難しいわけなので、あれを例えば100字に要約する。現にYahooは17文字でやっているのです。それだけに莫大な人間を雇っているのです。これを一気にできたら、この人件費が全部要らなくなる。それから、新聞などを読む人がたくさん出るということで、一緒にやったのです。

逆に言うと、サンドボックスもそうなのですから、徳島県だとそういうものを取り入れてくれるということで、色々な企業の皆さん方にどんどん来ていただく。それによって利活用を進めていく。デファクトスタンダードでと申し上げたのはそういう意味なのです。そのためには、これをしては困るといった点を出していただければ、あるいは、我々としても、これはまずいねといった点を出していただければ。例えば、自然エネルギー協議会のところはまさにそれでやった。支障事例を全部、官民で。例えば、環境省、あるいは経産省のほうに提示しているのです。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 ほかにございますか。

事務局からどうぞ。

○村上審議官 ざっくりと御参考で。全て特区の措置ということで、分かりやすくありがとうございました。ただ、どの程度の御提案が、既存措置の利用のもので、どの程度が新規かということをお参考までにざっと整理いたしますと、1ページ目について、お話しただいた話は現行のサンドボックス制度の中で対応可能なものでございます。薬剤師法についても同様でございます。

水素ステーションについては、経産省によく確認する必要があるのですが、セルフ対応も含めて、今、論が進んでおりまして、年末までに一定の方向性を出すと言っておりますので、その中に入っているもの、入っていないものがどうあるかということになるかと思えます。

次のページの関係でございますけれども、道路運送法につきましては、現状限定的に改正地域公共交通活性化再生法の中で、自家用有償でも少量の貨物について有償でというのは認めるという規定がありますが、これとおやりになりたい実態にどう違いがあるかという問題になってこようかと思えます。

建築基準の民泊のときにも確認してございますが、農家の場合、一番大きいのは消防法上の設備が共用されていなくて、小規模民泊をやろうとすると、消防設備をわざわざ付けるのかという点が一番ネックになることが多いと理解しているのですけれども、その辺の細かい要件によっては、新規の緩和が特区民泊でも必要かもしれませんし、現行の計画の中で規定すれば対応できる話かもしれませんといったところかと思えます。

農地法の話は、今確認いたしました。コンクリ農地解禁法は国会で成立しております。ただ、審議中にこれは食品工場を建てるのにも使えるのではないかという野党の質疑が結構出ておりまして、施行は2018年中という規定にはなっているのですけれども、この全面打設に対して、上物との関係でどういう詳細な規制がかかってくるかというところは、今

後見届けないと施行実態がまだ見えないところがあるのではないかという議論になりそうです。

最後のページにつきましては、まさに今議論がありましたとおり、障害者のところで、ファミリーサポートセンターのカウントの仕方という問題がございます。

AIについても今御議論が出たようなことのとおり。これは今御議論していただいたとおりのような状況かと思えます。

ざっと新規か既存かという観点から言うと、そのような感触の整理ではないかと思えます。

御参考までです。

○八田座長 分かりました。

ほかにございませんか。

今日は明快な説明をいただきまして、どうもありがとうございました。